

食安輸発第0616001号
平成17年6月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

パラレッドに汚染された香辛料を含む食品の取扱いについて

標記については、平成17年5月25日付けで連絡しているところですが、今般、パラレッドに係る検査体制が整備されたことから、下記のとおり検査を実施することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

- 1 ウズベキスタン産香辛料（レッドペッパー、チリペッパー及びパプリカ）及びそれらを含む食品については、継続輸入であるか否かにかかわらず、本日以降、初めて輸入される際に輸入者に対してパラレッドに係る自主検査を指導するとともに、以後継続輸入される場合は、モニタリング計画に基づきモニタリング検査を実施すること。
- 2 1以外の香辛料（レッドペッパー、チリペッパー及びパプリカ）及びそれらを含む食品については、モニタリング計画に基づき優先的にパラレッドに係るモニタリング検査を実施すること。